

発議案第14号

検察の独立性を侵害する検察庁法改正案の撤回を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年6月9日

八千代市議会議長 木下映実 様

提出者	八千代市議会議員	植田進
賛成者	八千代市議会議員	堀口明子
	同	伊原忠
	同	三田登
	同	飯川英樹

提案理由

国に対し、検察の独立性を侵害する検察庁法改正案の撤回を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

検察の独立性を侵害する検察庁法改正案の撤回を求める意見書

安倍晋三政権は、憲法の基本原理である権力分立を破壊する検察庁法改正案の成立を狙っている。新型コロナウイルスの危機から国民の命と暮らしを最優先で守らなければならないときに、文字どおり「不要不急」の同改正案を押し通すことは到底許されるものではない。

今回の改正案には、検察幹部の役職定年（63歳）について、「内閣が定める事由があると認めるとき」は延長できるとする特例を設けている。この特例により、政権の意にかなう検察幹部は63歳以降も続投させ、意に沿わない場合は役職を解くことができるようになるものである。

現在の検察庁法の下で、検察官は強大な捜査権を持つとともに起訴の権限を独占し、準司法官的な役割を果たしているが、同改正案は時の政権による検察官人事への恣意的な介入を可能にするものであり、検察の政治的中立性や独立性を脅かすものである。また、これまで政府自身が「検察官には国家公務員法の定年延長規定は適用されない」としてきた解釈にも反するものである。

同改正案に対し、「検察庁法改正案に抗議します」、「検察庁法改正案は廃案に」など、著名人や芸能関係者など各界からの抗議の声が広がりを見せている。こうした世論に押され、安倍晋三首相は「今国会での法案成立は見送る」とする一方、「次期国会で成立を目指す」として、広がる抗議や世論に背を向ける姿勢を示していることは国民の声を切り捨てるものと言わざるを得ない。

よって、本市議会は国に対し、検察の独立性を侵害する検察庁法改正案の撤回を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月16日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

法 務 大 臣 様